

こども食堂運営者 様

社会福祉法人京都府共同募金会

事務局長 松田 晃郎

[公印略]

令和5年度NHK歳末たすけあい助成

令和6年『ほっとはあとバースデー』（バースデーケーキの助成）

令和6年『ほっと♡おもたせ』（焼菓子の助成）の申込について

日頃は、NHK歳末たすけあい・赤い羽根共同募金運動へのご協力、誠にありがとうございます。また、こども食堂・こどもの居場所の運営にご尽力いただき深く敬意を表します。

さて、『ほっとはあとバースデー』・『ほっと♡おもたせ』助成（令和6年1月から12月分）について、下記のとおり申込を受付けますので、提出期日までに「申込書」、「年間予定表」ご提出いただきますようお願いいたします。

記

☆ いずれかでお申込みください。（年の途中で変更も可能です）

1 『ほっとはあとバースデー』（令和6年1月～12月分）※

毎月、障害者福祉事業所で製作した「ホールケーキ（φ18cm 約8名分）」をお届けします。（1月（1回）あたり上限4個）

◎会食形式のこども食堂向け（利用するこどもさんの誕生日（月）をお祝いしてあげてください。）

2 『ほっと♡おもたせ』（令和6年1月～12月分）

毎月、障害者福祉事業所で製作した焼菓子（小袋）をお届けします。

（1月（1回）あたり上限100個）

◎テイクアウト・お弁当形式のこども食堂向け（こどもさんへの配布数でお申込みください）

別添の申込書をメールまたは郵送でご提出ください。

申込書提出期日 令和5年12月15日（金）

※1でお申込みいただいた場合でも、製作等の都合により、2になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この事業は、「NHK歳末たすけあい」運動へ寄せられた寄付金で実施しています。

令和5年度（第73回）NHK歳末たすけあい 募金期間：令和5年12月1日（金）～25日（月）

関係のみなさま方の運動へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

“ほっとはあとバースデー” ちらしの配架や募金への呼びかけ等のご協力をお願いいたします。

～ほっとはあとバースデー・おもたせへの寄付は、年間を通して受付ています。～

<お問合せ・お申込み>

社会福祉法人 京都府共同募金会（担当：飯田）

TEL 075-256-9500・FAX 075-256-9505

メール: josei_ai-kibo_1947@akaihane-kyoto.or.jp

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都7階

京都府共同募金会「こども食堂」支援事業要綱

本会における「こども食堂」支援事業は、本要綱によって実施するものとする。

1 事業の名称

本事業の名称は、NHK歳末たすけあい“ほっとはあとバースデー（ケーキ助成）”及び“ほっとおもたせ”（焼菓子助成）とする。

2 助成対象

地域において、食事を満足に取れなかったり、孤食の状況にある児童・生徒に対し、食事提供等の支援を行っているいわゆる「こども食堂」に対する助成を行う。

3 助成の目的

「こども食堂」に対して、活動を活性化するための支援を行うことにより、運営の継続、安定化を図る。

あわせて、障害者福祉事業所などの地域における福祉活動と、「こども食堂」との連携を図ることにより、障害者福祉事業所の製品の製造・販売事業の活性化を図ることを目的とする。

4 助成内容

ケーキ又は焼菓子の助成

「こども食堂」において、利用者間の親睦を図り、居場所としてのやすらぎや楽しみの創出を図るため、月例的に実施する誕生日イベント等において、毎月1回、ケーキ又は焼菓子を届ける。

ケーキ又は焼菓子は、地域内の障害者福祉事業所が製造したものを現物助成し、同事業所から「こども食堂」への配達を行う。

5 共同募金運動との連携

事業が共同募金会からの支援によるものであることを明示するとともに、募金箱の設置等、共同募金運動に協力することを求める。

6 助成の決定

助成の決定は、配分委員会で審議を行い決定するものとする。

ただし、緊急を要するため、配分委員会を招集することができないときは、会長がこれを決定することができる。この場合、会長はその結果を配分委員会に報告する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月8日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成30年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、令和5年11月 日から施行する。